

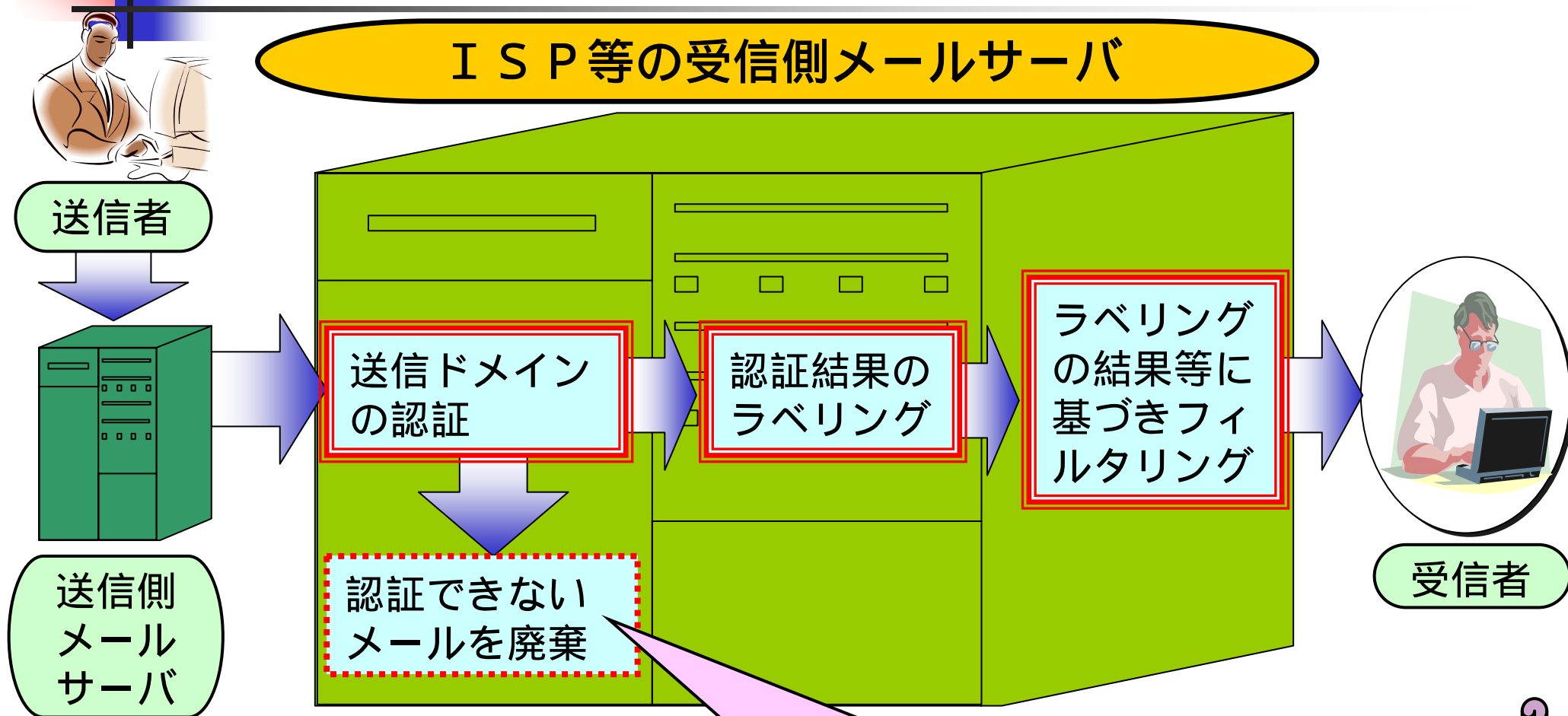


ISPによる受信側における 送信ドメイン認証導入に関する 法的な留意点

平成18年5月16日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課
今泉 宣親

送信ドメイン認証を利用した受信側での対応について

I S P 等の受信側メールサーバ



- 送信ドメイン認証において、認証に失敗する場合があります等技術的課題が残っていること
 - 送信側の対応が進んでいないこと
- 等を踏まえ、今後さらに検討を行っていく必要

論 点

送信ドメイン認証は、DKIM、SPFのいずれも、技術的には違いがあるが、法律的に見れば「電子メールの受信サーバにおいて、電子メールの送信ドメインを認証（チェック）し、認証できない場合には一定の措置を講ずる行為」と解される。

そこで、「受信側で送信ドメインの認証を行い、認証できなかった場合に当該メールにその旨をラベリングして配信する行為（当該ラベリングに基づき受信拒否等のフィルタリングを行うことを前提として行う）」が、電気通信事業法との関係で問題が生じないか、検討する。

- 具体的には、上記行為が、
- 電気通信事業法第4条に規定する「通信の秘密」を「侵害する行為」に該当するか。
 - 電気通信事業法第6条に規定する「不当な差別的取扱い」に該当するか。
が問題となる。

「通信の秘密」「侵害行為」該当性

電気通信事業法

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 (略)

1. 「通信の秘密」該当性

「通信の秘密」とは、個別の通信に係る通信内容のほか、個別の通信に係る通信当事者の住所、氏名、発信場所等、通信日時等の構成要素を含む。

個別の電子メールに係る送信ドメインも、個別の通信に係る経路情報であり、通信の構成要素として通信の秘密の保障を受ける。

2. 「侵害行為」該当性

通信の秘密を「侵害する行為」には、「発信者又は受信者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること」(窃用すること)も含む。

受信側サーバにおいて電子メールの送信ドメインを機械的に認証し、認証できない場合に当該電子メールに対し、通信当事者の意思に反してラベリングする行為も、通信の秘密を「発信者又は受信者の意思に反して利用する」ことに当たり、通信の秘密の侵害(窃用)に当たると考えられる。

当事者の同意がない限り、「通信の秘密」を「侵す行為」に該当する。

違法性阻却事由についての検討

問題の所在

「受信側サーバにおいて電子メールの送信ドメインを機械的に認証し、認証できない場合に当該電子メールに対し、通信当事者の意思に反してラベリングする行為」が、通信の秘密侵害行為に該当する場合であっても、違法性阻却事由があれば（正当防衛、緊急避難又は正当業務行為に該当すれば）、当事者の同意の有無に関わりなく、許されることになる。

1. 正当防衛、緊急避難該当性

送信ドメイン認証は、電子メールの大量送信により電子メール送受信上の支障が生じている場合又は支障の発生が切迫している場合に限らず、電子メール送受信上の支障のおそれを防止するために、常時行われる対策



正当防衛の要件である急迫性や、緊急避難の要件である危難の現在性等を必ずしも満たすとは限らない



正当防衛、緊急避難に該当しない場合が想定される。

違法性阻却事由についての検討

2. 正当業務行為該当性

「正当業務行為」に該当するといえるには、 目的の必要性、行為の正当性、 手段の相当性を満たすことが必要

目的の必要性、行為の正当性

- ・ 送信元を偽装した電子メールのほとんどが迷惑メールであること
- ・ 迷惑メールのほとんどが送信元を偽装して送られていること
- ・ 広告宣伝の手段として送信される迷惑メールは、特段の事情がない限り、一時に多数の者に送信されていると合理的に推定できる。

➡送信ドメインを偽装しているメールは、一時に多数の者に送信されていると推定。

「送信ドメインを認証し、その結果をラベリングする行為」は、大量送信される迷惑メールにより生じるサービスの遅延等の電子メール送受信上の支障のおそれを減少させるための行為と認められ、目的の必要性、行為の正当性が認められる。

違法性阻却事由についての検討

手段の相当性

- ・ 送信ドメイン認証を行うに当たって侵害することになる通信の秘密は、送信ドメインという通信の経路情報であり、目的（フィルタリングのためのラベリングを行う行為）達成のために必要な限度を超えるものではない。
- ・ OP 2 5 B や送信者認証といった他の迷惑メール対策も講じられているが、送信ドメインを偽装して送信される迷惑メールは、これらの技術では対応できない場合があることから、送信ドメイン認証の結果を「ラベリングする行為」は必要かつ相当な方法と考えられる。



「送信ドメインを認証し、その結果をラベリングする行為」は、目的達成のために必要かつ相当な方法と認められる。



正当業務行為（違法性阻却事由あり）と解釈できる。

「不当な差別的取扱い」該当性

電気通信事業法

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

「不当な差別的取扱い」について

受信側サーバにおいて電子メールの送信ドメインを機械的に認証し、認証できない場合に当該電子メールに対し、通信当事者の意思に反してラベリングする行為が、「不当な差別的取扱い」に該当するか、問題となる。



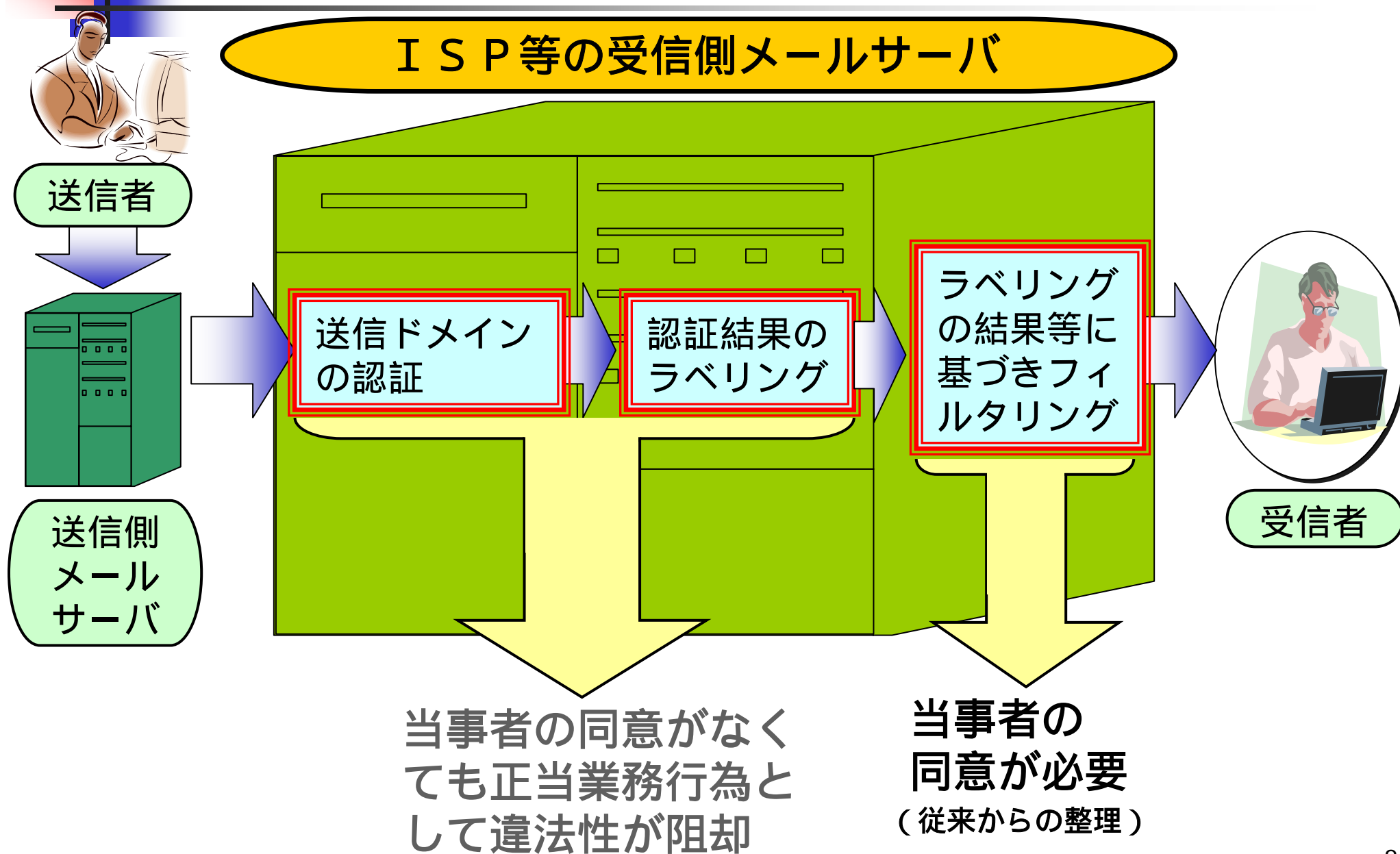
この点、「送信ドメインを認証し、その結果をラベリングする行為」は、「通信の秘密の侵害（窃用）」との関係で、正当業務行為として許されると解されることから、不当な差別的取扱いとはいえない。



電気通信事業法第6条に規定する「不当な差別的取扱い」には該当しない。

送信ドメイン認証を用いたフィルタリングの流れ

I S P 等の受信側メールサーバ



フィルタリング行為の「通信の秘密」「侵害行為」該当性

電気通信事業法

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 (略)

問題の所在

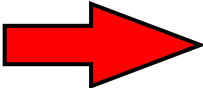
送信ドメイン認証の結果のラベリング等に基づき、受信した電子メールについてフィルタリングを行うことが、「通信の秘密」を「侵す行為」に当たるのか。

「通信の秘密」「侵害行為」該当性

フィルタリングを行い、あらかじめ設定した条件に該当する特定の通信に係る通信の秘密を検知し、通信当事者の意思に反して処理する（例：ブロックしたり、廃棄したりする）行為



通信の秘密を「発信者又は受信者の意思に反して利用する」ことに当たり、通信の秘密の窃用（侵害）に当たると考えられる。

 当事者の同意がない限り、「通信の秘密」を「侵す行為」に該当する。

フィルタリング導入にあたっての当事者の同意について

ア 初期設定オフで、利用者から申込みを受けて提供する場合

➡ 一般的に、利用者の有効な同意があると考えられる。

イ 初期設定オンで提供する場合

➡ 約款等による事前の包括的合意により、通信の秘密の利益を放棄させることは、許されない（有効な同意とは解されない）

約款の性質になじまない
同意の対象が不明確

ただし、以下の条件を満たす場合には、「初期設定オン」で提供したとしても、利用者の有効な同意を取得したものと考えることができる。

同意後も、随時、利用者が任意に設定変更できること
同意の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること（ 1 ）
同意の対象・範囲が明確に限定されていること
平均的利用者であれば同意することが合理的に推定されること（信用できるデータ（ 2 ）による裏付けが必要）
フィルタリングサービスの内容について、事前の十分な説明を行うこと
（事業法第26条に規定する重要事項説明に準じた手続によること）

- 1 フィルタリングサービスを合理的な料金により提供することは問題ない。
- 2 利用者を対象に無作為抽出によるアンケートを実施することなどが考えられる。

(参考1) ドメイン認証技術とエラーメールを返さない行為

1. 「通信の秘密」「侵害行為」該当性

個別の電子メールに係る送信ドメインも、個別の通信に係る経路情報であり、通信の構成要素として「通信の秘密」の保障を受ける。

あて先不明の電子メールに関して、受信側サーバにおいて電子メールの送信ドメインを機械的に確認し、認証できない場合に、送信元サーバに対してエラーメールを返さないようにする行為も、通信の秘密を「当事者の意思に反して利用する」ことに当たり通信の秘密の「侵害」（窃用）に当たると考えられる。

当事者の同意がない限り、「通信の秘密」を「侵す行為」に該当する。

2. 正当業務行為該当性

目的の必要性

- ・送信ドメインを偽装しているメールは、一時に多数の者に送信されていると推定。
 - ・メールサーバが受信する迷惑メールの大部分があて先不明メール
- ➡ 送信ドメイン認証できないあて先不明メールに関してエラーメールを返さない行為は、大量送信される迷惑メールにより引き起こされる、大量のあて先不明メールに関するエラーメールにかかるトラフィックによって生じる電子メール送受信上の支障のおそれを減少させるための行為と認められ、目的の必要性が認められる。

(参考1) ドメイン認証技術とエラーメールを返さない行為

行為の正当性

- ・送信ドメインを認証できないということは、送信元とされているメールサーバは、実際には当該メールを送信していないことが推定され、受信側サーバにおいて配信できなかった旨のエラーメールを送信側に返信することはそもそも意味がなく、エラーメールを返さない行為の正当性も認められる。

手段の相当性

送信ドメイン認証を行うに当たって侵害することになる通信の秘密は、送信ドメインという通信の経路情報であり、目的（送信ドメイン認証できない、あて先不明メールに関してエラーメールを返さない行為）達成のために必要な限度を超えるものではないことから、目的達成のために必要かつ相当な方法と認められる。



正当業務行為（違法性阻却事由あり）と解釈できる。



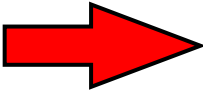
(参考 2) Outbound Port 25 Blocking (OP25B)

OP25Bとは

ISPが、その支配・管理するルータを通過するすべての電子メールの送信元（及びあて先）IPアドレス及びポート番号を確認して、当該ISPが提供するメールサーバを経由せず動的IPアドレスから25番ポートに対して送信した電子メールを割り出し、当該電子メールをブロックする行為

1. 「通信の秘密」「侵害行為」該当性

特定の通信に係る送信元IPアドレス及びポート番号という通信の秘密を知得し、かつ、当該通信の秘密を、当該メールの接続拒否という送信者の意思に反して利用している



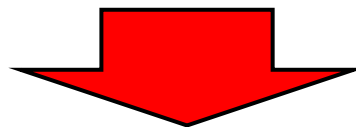
当事者の同意がない限り、「通信の秘密」を「侵す行為」に該当する。

(参考 2) Outbound Port 25 Blocking (OP25B)

2 . 正当業務行為該当性

受信側 I S P が自ら提供するメールサーバを適正に管理することによる大量送信の防止措置（レートコントロール等）のみではネットワークの維持管理に不十分であれば、ネットワークを適正に維持管理してメールサービスを運営するために、自ら提供するメールサーバを経由しない動的 I P アドレスからの送信について送信制御を行う正当性、必要性が認められる。

侵害している通信の秘密は送信元（及びあて先） I P アドレス及びポート番号であり、目的達成のために必要な限度にとどまるといえ、手段の相当性も認められる。



正当業務行為（違法性阻却事由あり）と解釈できる。



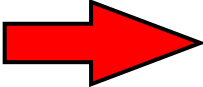
(参考 3) Inbound Port 25 Blocking (IP25B)

IP25Bとは

ISPが、その支配・管理するルータを通過（流入）するすべての電子メールの送信元IPアドレス及びポート番号を確認して、動的IPアドレスと判断できるIPアドレス（または送信元ISPから予め提供されている動的IPアドレスのリストに掲載されているIPアドレス）から当該ISPの25番ポートに対してダイレクトに送信された電子メールを割り出し、当該電子メールをブロックする運用

1. 「通信の秘密」「侵害行為」該当性

特定の通信に係る送信元IPアドレス及びポート番号という通信の秘密を知得し、かつ、当該通信の秘密を、当該メールの接続拒否という送信者の意思に反して利用している



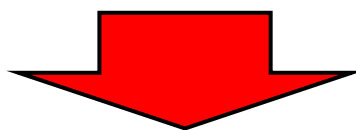
当事者の同意がない限り、「通信の秘密」を「侵す行為」に該当する。

(参考 3) Inbound Port 25 Blocking (IP25B)

2 . 正当業務行為該当性

受信側 I S P が自ら提供するメールサーバを適正に管理することによる大量送信の防止措置（レートコントロール等）のみではネットワークの維持管理に不十分であれば、ネットワークを適正に維持管理してメールサービスを運営するために、自ら提供するメールサーバを経由しない動的 I P アドレスからの送信について送信制御を行う正当性、必要性が認められる。

侵害している通信の秘密は送信元（及びあて先） I P アドレス及びポート番号であり、目的達成のために必要な限度にとどまるといえ、手段の相当性も認められる。



正当業務行為（違法性阻却事由あり）と解釈できる。